

地防第4064号
24.3.29
一部改正 防地防第5961号
27.4.1
防地防第4342号
29.3.29
防地地第11617号
令和3年7月1日
防地地第7194号
令和6年3月27日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長

防衛施設周辺防音事業補助金の処理について（通知）

標記について、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第121号）第20条の規定に基づき、別添のとおり定め、平成24年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、防衛施設周辺防音事業補助金の交付に関する処理方針について（施本施第126号（CFS）。昭和60年3月1日）は、廃止する。

添付書類：防衛施設周辺防音事業補助金の処理について

防衛施設周辺防音事業補助金の処理について

目 次

1	事業の採択基準の周知徹底	1
2	資金計画の把握	1
3	設計及び工事に係る補助の対象	1
4	設計及び工事監理等	1
	(1) 全体設計	1
	(2) 補助の対象とする設計及び工事監理等の業務内容	1
5	改築に関する処理方針	3
	(1) 平面計画	3
	(2) 敷地	3
	(3) 木造以外の建物の改築	3
	(4) 改築可能面積	3
	(5) 工事計画	4
	(6) 存置建物	4
	(7) 1級工事における施工室の外部出入口	5
	(8) 浄化槽	5
	(9) 昇降機	5
	(10) 結露防止の措置	5
	(11) 屋上の防水仕上げ	5
6	改造に関する処理方針	5
	(1) 改造の計画	5
	(2) 吹き抜け廊下	5
	(3) 外壁の外表面仕上げ	5
	(4) 1級工事における施工室の外部出入口	5
	(5) 換気孔の閉塞に伴う床工事	6
7	空気調和設備工事に関する処理方針	6
	(1) 空気調和設備工事の補助対象地域	6
	(2) 改造の現有施設に冷房又は暖房等の設備が設置されている場合の空気 調和設備の取扱い	6
	(3) 併行の対象施設と同一の用途の他の施設又は類似の施設において、一 般的に冷房又は暖房等の設備が設置されている場合の空気調和設備の取 扱い	6
8	太陽光発電システム設置工事に関する処理方針	6
	(1) 補助の対象とする工事	7
	(2) 補助の対象とする太陽光発電システムの出力	7
9	工事費の算出に関する処理方針	7

(1) 改築とその他の工事の取合せ部分の補助区分	7
(2) 電気設備工事のうち、変電設備及び同附帯設備の補助区分	7
10 防音機能復旧工事に関する処理方針	9
(1) 気密建具等取替工事	9
(2) 内装材取替工事	10
(3) 空気調和設備取替工事	10
(4) 建替工事	10
(5) 空気調和設備追加工事	10
11 その他	11
(1) 仮設校舎等の取扱い	11
(2) 施設の備品	11
(3) 発生材の処理	11
(4) 補助事業計画の変更に伴う経費配分の変更	11
(5) 家庭的保育事業を行う施設	11
12 本省協議	11

防衛施設周辺防音事業補助金の処理について

1 事業の採択基準の周知徹底

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「法」という。）第3条第2項の規定による補助金の交付は、音響の強度及び頻度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛大臣の定める限度を超える場合に行うものであるので、この旨補助金の交付を受けようとする者が十分認識するよう指導するものとする。

2 資金計画の把握

補助事業等計画書を提出させたときは、補助事業を実施しようとする者の資金確保の目途について把握するよう努め、交付決定までには、資金計画の内容についての的確に把握するものとする。

3 設計及び工事に係る補助の対象

法第3条第2項の補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象とする補助事業は、原則として設計と工事に分け、工事については設計に係る補助事業が完了した後に補助の対象とするものとする。

4 設計及び工事監理等

(1) 全体設計

改築（現有施設を鉄筋コンクリート造の施設に改築する防音工事をいう。以下同じ。）若しくは改造（現有施設の一部を模様替えする防音工事をいう。以下同じ。）と同時に又は改築若しくは改造の後引き続き、施設の新築若しくは増築等を行う具体的な計画があり、かつ、改築若しくは改造の計画を実施する上でこれら新築若しくは増築等を分離して設計することが困難な場合又は合理的でない場合には、施設の新築若しくは増築等の際併行（施設の新築又は増築等の工事に併せて行う防音工事をいう。以下同じ。）を必要とするか否かにかかわらず、これら新築若しくは増築等も併せた設計（「全体設計」という。）を行うよう指導するものとする。

(2) 補助の対象とする設計及び工事監理等の業務内容

ア 設計及び工事監理等を委託する場合の業務内容は、次のとおりとする。

(ア) 設計の業務

a 基本設計

(a) 企画に関する協議及び調査

(b) 基本設計図の作成

(c) 設計説明書の作成

(d) 工事費概算書の作成

b 実施設計

(a) 設計図書の作成

(b) 仕様書の作成

(c) 工事費概算書の作成

(d) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認申請及び補助金交付申請等の手続に関する協力

(e) 工事請負契約条件の立案等

(イ) 工事監理等の業務

a 工事の契約に関する協力

b 建築詳細図の作成

c 材料、製品、施工図の照合及び承認

d 工事内容の確認と報告

e 変更工事の処理

f 工事請負代金の中間支払及び最終支払の審査並びに承認

g 完了設計書の作成

h 補助事業の状況報告の手続に関する協力

イ 設計及び工事監理等を補助事業者が自ら行う場合の業務内容は、次のとおりとする。

(ア) 設計の業務

a 基本設計

(a) 企画に関する協議及び調査

(b) 基本設計図の作成

(c) 設計説明書の作成

(d) 工事費概算書の作成

b 実施設計

(a) 設計図書の作成

(b) 仕様書の作成

(c) 工事費概算書の作成

(d) 工事請負契約条件の立案等

(イ) 工事監理等の業務

a 建築詳細図の作成

b 材料、製品及び施工図の照合

- c 工事内容の確認
- d 変更工事の処理
- e 工事請負代金の中間支払及び最終支払の審査
- f 完了設計書の作成

5 改築に関する処理方針

(1) 平面計画

平面計画に当たっては、工事の対象範囲及び現有施設の使用状況をよく調査するとともに、将来の利用人員の増減の傾向を検討し、必要に応じて比較設計を行い、合理的な計画となるよう指導するものとする。

なお、平面計画に補助の対象とする改築の面積（以下「改築可能面積」という。）を超えた部分があり、かつ、当該超えた部分についても防音工事が必要である場合には、併行として扱うものとする。

(2) 敷地

改築は、原則として現有施設の敷地において行うものとする。ただし、当該敷地が狭い等のため、当該敷地以外の場所において改築をせざるを得ないと認められる場合には、これを認めて差し支えない。

(3) 木造以外の建物の改築

木造以外の建物を改築する工事は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する1級建築士又は建築物の構造等に関する学識経験のある者（例えば、大学の教授）による防音工事を想定した構造耐力又は遮音性能調査等の報告書を基に、検討を加えた上、改造することが構造耐力上又はその他の理由により適当でないと認められる場合に限り認めるものとする。

ただし、鉄骨造、コンクリートブロック造又はこれらと類似の構造の建物は、上記調査を行わなくても差し支えない。

(4) 改築可能面積

改築可能面積は、次のとおりとする。

なお、現有建物の吹き抜け廊下（風雨を防ぎ得ず屋外的用途に供しているものをいう。以下同じ。）は、改築対象面積（現有建物の改築の対象となる面積をいう。以下同じ。）に含めない。ただし、現有建物に内廊下がない場合には、吹き抜け廊下を改築対象面積に含めて差し支えない。

ア 現有建物が木造、鉄骨造又はコンクリートブロック造の場合

改築対象面積に、次表の対象施設の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ補正係数の欄に掲げる数値を乗じて得た面積とする。

対 象 施 設	補 正 係 数
学校、専修学校、保育所、福祉型障害児入所施設、児童発達支援センター（肢体不自由（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定するものをいう。以下同じ。）のある児童に対して治療を行うものを除く。）、児童自立支援施設並びに家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設、身体障害者福祉センター、職業能力開発校、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設及び幼保連携型認定こども園	1. 020
前項に規定する対象施設に付設する講堂（儀式的行事、学芸的行事、各種集会又は学習・研究成果の発表等の場として利用するために必要なステージを備えているものをいい、屋内運動場のうち、この基準を満たすものは講堂とみなす。）	1
病院、診療所、助産所、保健所、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）、救護施設、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人介護支援センター及びこども家庭センター（母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項第1号から第4号までに掲げる事業を行うものに限る。）	1. 1

イ 現有建物が木造、鉄骨造又はコンクリートブロック造以外の場合

改築対象面積と同面積とする。

(5) 工事計画

工事が2年以上にわたる場合には、なるべく初年度に施設の主たる室（例えば、学校にあっては普通教室、病院にあっては病室）の工事を計画するよう指導するものとする。

(6) 存置建物

改築の対象となった現有建物は、解体撤去することを原則とする。ただし、補助事業を実施しようとする者がこの建物の全部又は一部を存置し、使用しようとする場合には、あらかじめ使用計画等を明らかにした書類をもって建物の存置を申請させ、存置することがやむを得ないと認められるときは、この建物（以下「存置建物」という。）を将来にわたり、改築及び改造防音工事の対象としないことなどを条件として、必要と認められる面積に限り現有建物の存置を認めて差し支えない。

なお、将来存置建物を解体する場合の解体費は、補助の対象としない。

(7) 1級工事における施工室の外部出入口

防音を必要とする室（以下「施工室」という。）と外部を直接結ぶ出入口に二組の防音建具を設ける場合、二組の防音建具と壁又は柱によって囲まれた部分の床面積は、必要最小限とする。

なお、当該部分の床面積は防音工事の実施上必要となる面積（「必要増」という。）として取扱うものとする。

(8) 浄化槽

浄化槽方式以外の方式による汚水処理を浄化槽方式による汚水処理に変更する場合、設置する浄化槽は、関係法令及びこれに基づく規則等に適合する必要最小限のものとする。

(9) 昇降機

施設の運営上必要となる昇降機は、必要最小限のものとする。

(10) 結露防止の措置

結露防止のため類似の施設において一般的に二重窓を取り付けている地域における2級工事では、金属製気密建具のほか木製普通建具又は金属製普通建具等を取り付けることができる。

(11) 屋上の防水仕上げ

屋上の防水仕上げは、原則として屋上を歩行しないことを前提とした工法による。ただし、施設の運営上屋上を使用する必要があると認められる場合には、この限りでない。この場合、危険防止の手すりを設置することができる。

6 改造に関する処理方針

(1) 改造の計画

改造の計画に当たっては、工事の対象範囲、現有施設の使用状況、将来の利用人員の増減の傾向及び構造等をよく検討し、合理的な設計となるよう指導するものとする。

(2) 吹き抜け廊下

改造の対象となった防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第121号）別表第1の「工事の対象範囲」の欄に掲げる室等に面している吹き抜け廊下は、遮音構成区画に含めて差し支えない。

(3) 外壁の外表面仕上げ

外壁の外表面仕上げは、全壁面について、現状と同程度のものとする。

(4) 1級工事における施工室の外部出入口

施工室と外部を直接結ぶ出入口に二組の防音建具を設ける場合、二組の防音建具と壁又は柱によって囲まれた部分の床面積は、必要最小限とする。

(5) 換気孔の閉塞に伴う床工事

遮音のため換気孔を塞ぐことに伴い、既設の木造床組みを土間コンクリートに変更することは差し支えない。

7 空気調和設備工事に関する処理方針

(1) 空気調和設備工事の補助対象地域

次表の空気調和設備の種類欄に掲げる設備については、それぞれの対象地域欄に掲げる地域における防音工事の場合に限り補助の対象とする。ただし、除湿設備については、次表の対象地域以外の地域においては、7月1日から9月30日までの間（学校等にあつては、8月を除く。）において、窓を閉めた状態で室内温度が28℃以上に上昇する日が40日以上となる施設を補助対象とすることができるものとする。

空気調和設備の種類	対 象 地 域
温度保持設備	北海道、東北地方、関東地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方及び九州地方(沖縄県を除く。)の各都府県
除 湿 設 備	関東地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方及び九州地方の各都府県

(2) 改造の現有施設に冷房又は暖房等の設備が設置されている場合の空気調和設備の取扱い

改造の場合の空気調和計画は、できる限り現有施設に設置されている冷房又は暖房等の設備を使用した計画とするが、性能又は経済性から新たに空気調和設備を設置する方が合理的な場合には、これを認めて差し支えない。

(3) 併行の対象施設と同一の用途の他の施設又は類似の施設において、一般的に冷房又は暖房等の設備が設置されている場合の空気調和設備の取扱い

併行の場合の空気調和設備工事に係る補助金の交付の対象は、併行を伴う新築又は増築等の設計（以下「防音設計」という。）の空気調和設備工事費から併行に係る新築又は増築等を、防音工事を行わないで実施するとした場合の設計（以下「原設計」という。）の冷房又は暖房等の設備工事費を除いた経費とする。

この場合、併行の原設計では、原則として当該施設において一般的に設置されている冷房又は暖房等の設備を計画するよう指導するものとする。

8 太陽光発電システム設置工事に関する処理方針

太陽光発電システム設置工事は、防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和41年法

律第135号。以下「旧法」という。)第3条第2項若しくは法第3条第2項の規定に基づき補助金を交付した施設(旧法第4条若しくは法第8条の規定に基づき交付した補助金により音響による障害の緩和措置を講じた施設で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に規定する処分により法第3条第2項各号に掲げる施設へ転用された施設を含む。)、又は行政措置により防音工事に係る補助金を交付した学校、病院及びこれらに類する施設(以下「防音工事を実施した施設」という。)において、空気調和設備を法第2条第1項に規定する自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施等により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、稼働させ、又は稼働し得るよう維持するための料金又は代金(以下「料金等」という。)に相当する電力量料金に対する電力を発電するために実施する太陽光発電システム(太陽電池により発電する設備をいう。以下同じ。)を設置するための工事とする。

太陽光発電システム設置工事に関し、補助の対象とする工事及び補助の対象とする太陽光発電システムの出力は、次のとおりとする。

(1) 補助の対象とする工事

補助の対象とする工事は、太陽電池アレイ、架台、パワーコンディショナ、接続箱その他太陽光発電システムを稼働させるために必要な設備により構成される太陽光発電システムを電力会社の電力系統に連系させるように設置するための工事とする。

(2) 補助の対象とする太陽光発電システムの出力

補助の対象とする太陽光発電システムの出力は、次の式により算定した出力を上限とする。

$$\begin{array}{c} \text{出力} \\ \text{(kW)} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{料金等の年額} \\ \text{(円)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{電力会社が定める余剰電力} \\ \text{購入単価(円)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{年間最適傾斜} \\ \text{角の日射量} \\ \text{(kWh/m}^2 \cdot \text{日)} \end{array} \times \begin{array}{c} 255.5 \end{array}}$$

9 工事費の算出に関する処理方針

(1) 改築とその他の工事の取合せ部分の補助区分

改築とその他の工事を同時に施工する場合の取合せ部分(例えば、コンクリート壁体等)については、原則として、くい、壁、柱等の中心線をもって区分する。

(2) 電気設備工事のうち、変電設備及び同附帯設備の補助区分

ア 改築と併行が同時に施工される場合の補助区分は、次のとおりとする。

(ア) 併行の原設計において、変電設備の設置を必要としないが、改築又は併行のいずれか一方又はそれぞれの設計において新たに変電設備の設置が必要となる場合、変電設備の工事費は、全て補助金の交付の対象とする。

(イ) 併行の原設計において既に変電設備の設置を必要とする場合には、併行の原設計及び改築若しくは併行の設計における電灯、小型機器及び動力の電気機器の容量（以下「電気容量」という。）を基に、次の式により算定した変電設備の工事費を補助金の交付の対象とする。

$$\boxed{\text{改築の場合の補助対象工事費}} = \boxed{\text{変電設備工事費}} \times \frac{\boxed{\text{改築の設計における電気容量}}}{\boxed{\text{併行の原設計における電気容量}} + \boxed{\text{改築の設計における電気容量}} + \boxed{\text{併行の設計における電気容量}}}$$

$$\boxed{\text{併行の場合の補助対象工事費}} = \boxed{\text{変電設備工事費}} \times \frac{\boxed{\text{併行の設計における電気容量}}}{\boxed{\text{併行の原設計における電気容量}} + \boxed{\text{改築の設計における電気容量}} + \boxed{\text{併行の設計における電気容量}}}$$

(ウ) 附帯設備については、防音設計の附帯設備工事費から併行の原設計の附帯設備工事費を除いた経費を補助金の交付の対象とする。

イ 併行のみの場合の補助区分は次のとおりとする。

(ア) 併行の原設計において変電設備の設置を必要としないが、併行の設計において変電設備の設置が必要となる場合、変電設備の工事費は、全て補助金の交付の対象とする。

(イ) 併行の原設計において既に変電設備の設置を必要とする場合には、併行の原設計及び併行の設計における電気容量を基に、次の式により算定した変電設備の工事費を補助金の交付の対象とする。

$$\boxed{\text{併行の場合}} \quad \boxed{\text{変電設備}} \quad \boxed{\text{併行の設計における電気容量}}$$

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{の補助対象} \\ \text{工事費} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{工事費} \end{array}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{併行の原設} \\ \text{計における} \\ \text{電気容量} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{併行の設計} \\ \text{における} \\ \text{電気容量} \end{array}}}{\text{-----}}$$

(ウ) 附帯設備については、防音設計の附帯設備工事費から併行の原設計の附帯設備工事費を除いた経費を補助金の交付の対象とする。

10 防音機能復旧工事に関する処理方針

防音機能復旧工事は、防音工事を実施した施設において、経年により遮音、吸音又は空気調和（換気、温度保持、除湿）の機能が著しく低下した場合に防音機能の回復を図るために実施する金属製気密建具取替工事、木製気密建具取替工事若しくはガラスブロック取替工事（以下「気密建具等取替工事」という。）、内装材取替工事、空気調和設備取替工事若しくは建替工事又は空気調和設備追加工事とする。

防音機能復旧工事に関し、補助の対象とする施設及び補助の対象とする工事は、次のとおりとする。

(1) 気密建具等取替工事

ア 補助の対象とする施設

防音工事を実施した施設で、当該工事実施後15年以上経過したもののうち、金属製気密建具、木製気密建具又はガラスブロックの老朽化により音響を防止し、又は軽減する量（以下「防音量」という。）が、次表の工事種別の区分に応じ、それぞれ防音量の欄に掲げる数値未満に低下した施設とする。

なお、防音量の測定場所は、対象とする施設の棟ごとに2箇所以上とし、測定回数は1箇所につき5回以上とする。

工事種別	防音量
1級工事	30デシベル
2級工事	25デシベル
3級工事	20デシベル

イ 補助の対象とする工事

補助の対象とする工事は、次表の工事種別の区分に応じ、それぞれ防音量の欄に掲げる数値以上音響を防止し、又は軽減するために行う気密建具等取替工事並びにこれに伴い必要となる外装及び内装の改修工事とする。

なお、外壁の外装仕上げは、全壁面について現状と同程度のものとする。

工事種別	防音量
1級工事	35デシベル
2級工事	30デシベル
3級工事	25デシベル

(2) 内装材取替工事

ア 補助の対象とする施設

防音工事を実施した施設で、当該工事实施後15年以上経過したもののうち、経年による吸音材の剥離又は欠落等により吸音機能が低下している施設とする。

イ 補助の対象とする工事

補助の対象とする工事は、吸音機能の復旧を図るために行う内装材の取替工事及びこれに伴い必要な改修工事とする。

(3) 空気調和設備取替工事

ア 補助の対象とする施設

空気調和設備工事を実施した施設で、当該工事实施後15年以上経過したもののうち、空気調和設備の老朽化により空気調和の機能が著しく低下した施設とする。

イ 補助の対象とする工事

補助の対象とする工事は、空気調和の機能の復旧を図るために行う空気調和設備の取替工事及びこれに伴い必要な機械室、排風機室並びに風道等の改修工事とする。

(4) 建替工事

ア 補助の対象とする施設

防音工事实施後30年（改造は15年）以上経過した施設で、遮音、吸音又は空気調和設備の機能が低下しているもののうち、(1)から(3)までの取替工事を実施することが構造耐力上又はその他の理由により適当でないと認められる施設とする。

イ 補助の対象とする工事

補助の対象とする工事は、防音工事を実施した施設を鉄筋コンクリート造の施設に建て替えるために必要な工事とする。

なお、処理にあつては改築に係る規定を準用するものとする。

(5) 空気調和設備追加工事

ア 補助の対象とする施設

防音工事を実施した施設で、当該工事实施時に空気調和設備工事の全部又は一部を行わなかった施設とする。

イ 補助の対象とする工事

補助の対象とする工事は、空気調和設備工事及びこれに伴い必要な機械室、排風機室並びに風道等の設置工事とする。

11 その他

(1) 仮設校舎等の取扱い

改築、改造又は防音機能復旧工事に伴い、生徒等を一時収容するための仮設校舎等を設置する必要がある場合には、当該仮設校舎等の設置（既存建物の模様替え、ひき家等を含む。）に要する経費は補助金の交付の対象として差し支えない。

ただし、可能な限り特別教室等の一時使用又はひき家等の措置を講じることにより、仮設校舎等の床面積は、必要最小限にとどめるよう指導するものとする。

(2) 施設の備品

施設の備品は、原則として補助対象としない。

ただし、黒板、流し台等その施設の使用上不可分なもので、かつ、建物と一体となり作り付けとなるもの又は既製品であっても下地仕上げをせず、壁又は床等に固定してあるものは補助の対象として差し支えない。

(3) 発生材の処理

防音工事の施工により生ずる発生材は、関係法令及びこれに基づく規則等に基づき適切に処理するよう指導するものとする。

なお、当該処理に要する経費は補助金の交付の対象として差し支えない。

(4) 補助事業計画の変更に伴う経費配分の変更

補助事業に要する経費（以下「経費」という。）の配分の変更を伴う事業計画を承認する場合、補助事業者が提出した補助事業等計画変更承認申請書に記載する経費の配分について、交付決定の際経費の算定基礎となった資材単価、労務費及び当該事業の設計額と契約額との比率等を考慮し、適正な経費となっているかどうか検討するものとする。

(5) 家庭的保育事業を行う施設

家庭的保育事業を行う施設の防音工事の実施については、地方協力局地域社会協力総括課長と協議の上、これを処理するものとする。

12 本省協議

この通知により処理し難い事項、又は疑義があるときは、地方協力局地域社会協力総括課長と協議の上、これを処理するものとする。